

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	物産振興業務委託	アンテナショップの 運営 県産品PR等	51,510,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業は、県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を目的として、商談会や県内外での物産展の開催と、併せてアンテナショップの運営による情報の受発信等を行い、本県産品の振興を図るものである。</p> <p>本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>① 物産振興のノウハウを有すること</p> <p>② アンテナショップの運営のノウハウを有すること</p> <p>③ 県内全域の物産品についての情報を網羅していること</p> <p>④ 県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること</p> <p>⑤ 本業務を公平、中立に実施できること</p> <p>物産振興とアンテナショップの運営を併せて実地できる団体としては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、⑤の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>⑤の要件を満たす団体で、同時に①～④を全て満たし、本事業の目的である県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産貿易振興センター以外にないため、随意契約を締結することとしたものである。</p>	商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課
2	県産品発掘コーディネーター業務委託	県産品の発掘・PRを 行い県内事業者を支援するコーディネーターの配置	9,350,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業は、県産品の新たな発掘や更なる販路開拓・拡大を目的に、より円滑で効果的な物産振興を行うため、県産品発掘コーディネーターを配置し、中山間地域等で生み出された魅力ある県産品の発掘や県外企業や消費者のニーズ調査等に基づくマッチング、さらには新たな販路として需要の高まっているECサイト等への掲載などにより、より多くの消費者に県産品の魅力を発信し、認知から販売までの支援を行い、中山間地域等で生み出された県産品の定番・定着化の実現まで、きめ細やかに県内中小企業を支援し、本県産品の振興と雇用創出を図るものである。本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次の通りである。</p> <p>① 物産振興のノウハウを有すること</p> <p>② 県内全域の物産品についての情報を網羅していること</p> <p>③ 県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること</p> <p>④ 本業務を公平、中立に実施できること</p> <p>物産振興においては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、④の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>④の要件を満たす団体で、同時に①～③を全て満たし、県産品発掘コーディネーターの配置により、本事業の目的である県産品の新たな発掘やニーズの調査等に基づくマッチング等により販路開拓・拡大の機能強化が図られ、より効果的に遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産貿易振興センター以外にないため、随意契約を締結することとしたものである。</p>	商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課

3	大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化事業業務委託	大阪で開催される大規模商談会への県内事業者の出展支援	12,584,000	第167条の2第1項第2号	<p>本事業は、県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を目的として、商談会や県内外での物産展の開催と、併せてアンテナショップの運営による情報の受発信等を行い、本県産品の振興を図るものである。</p> <p>本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>① 物産振興のノウハウを有すること  ② アンテナショップの運営のノウハウを有すること  ③ 県内全域の物産品についての情報を網羅していること  ④ 県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること  ⑤ 本業務を公平、中立に実施できること</p> <p>物産振興とアンテナショップの運営を併せて実地できる団体としては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、⑤の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>⑤の要件を満たす団体で、同時に①～④を全て満たし、本事業の目的である県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産貿易振興センター以外にないため、随意契約を締結することとしたものである。</p>	<p>商工観光労働部  観光経済交流局  国際・経済交流課</p>
4	みやざき海外拠点運営強化事業業務委託	香港事務所の運営・県内事業者支援・イベント実施等	65,493,000	第167条の2第1項第2号	<p>本事業については、今回、委託先が有する海外での効率的な事業実施や県内の貿易企業との円滑な連絡調整能力に基づき、本県の輸出・インバウンド振興を図るものである。当該業務を履行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>ア 本県の県産品や企業、産地等の輸出の実情に明るいこと  イ 広く県内企業と有効な関係を構築していること  ウ 海外への県内産品の輸出に関するノウハウを有していること  エ 事業対象地域の状況を把握していること  オ 国際・経済交流課及び農業流通ブランド課や観光推進課と連携がとれる体制にあること</p> <p>また、上記条件を満たす企業・団体であっても、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業への偏った支援が推測され、公平・公益性に欠けてしまう恐れがある。したがって、本委託事業を、公益性を損なうことなく、中立且つ公平に実施できるのは、宮崎県産品の国内外への宣伝及び紹介、品質の向上、販路開拓及び需要拡大を図るとともに、貿易の振興と県内産業の国際化に関する事業を行い、もって宮崎県の経済発展に寄与することを目的として設立された公益社団法人である宮崎県物産貿易振興センター以外に適する団体は他にないため随意契約を締結することとしたものである。</p>	<p>商工観光労働部  観光経済交流局  国際・経済交流課</p>
5	みやざきSHOCHU輸出促進事業（香港）業務委託	香港における焼酎PRイベントの実施	1,379,000	第167条の2第1項第2号	<p>本事業については、今回、委託先が有する海外での効率的な事業実施や県内の貿易企業との円滑な連絡調整能力に基づき、本県の海外プロモーション等を図るものである。当該業務を履行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>ア 本県の県産品や企業、産地等の輸出の実情に明るいこと  イ 広く県内企業と有効な関係を構築していること  ウ 海外への県内産品の輸出に関するノウハウを有していること  エ 事業対象地域の状況を把握していること  オ 国際・経済交流課と連携がとれる体制にあること</p> <p>また、上記条件を満たす企業・団体であっても、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業への偏った支援が推測され、公平・公益性に欠けてしまう恐れがある。</p> <p>したがって、本委託事業を、公益性を損なうことなく、中立且つ公平に実施できるのは、宮崎県産品の国内外への宣伝及び紹介、品質の向上、販路開拓及び需要拡大を図るとともに、貿易の振興と県内産業の国際化に関する事業を行い、もって宮崎県の経済発展に寄与することを目的として設立された公益社団法人である宮崎県物産貿易振興センター以外に適する団体は他にないため随意契約を締結することとしたものである。</p>	<p>商工観光労働部  観光経済交流局  国際・経済交流課</p>

6	香港みやざき館KONNEを活用した県産品プロモーション事業業務委託	香港みやざき館KONNEでのキャンペーン実施	1,320,000	第167条の2第1項第2号	<p>本事業については、今回、委託先が有する海外での効率的な事業実施や県内の貿易企業との円滑な連絡調整能力に基づき、本県の輸出・インバウンド振興を図るものである。当該業務を履行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>ア 本県の県産品や企業、産地等の輸出の実情に明るいこと</p> <p>イ 広く県内企業と有効な関係を構築していること</p> <p>ウ 海外への県内産品の輸出に関するノウハウを有していること</p> <p>エ 事業対象地域の状況を把握していること</p> <p>オ 国際・経済交流課及び農業流通ブランド課や観光推進課と連携がとれる体制にあること。</p> <p>また、上記条件を満たす企業・団体であっても、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業への偏った支援が推測され、公平・公益性に欠けてしまう恐れがある。</p> <p>したがって、本委託事業を、公益性を損なうことなく、中立且つ公平に実施できるのは、宮崎県産品の国内外への宣伝及び紹介、品質の向上、販路開拓及び需要拡大を図るとともに、貿易の振興と県内産業の国際化に関する事業を行い、もって宮崎県の経済発展に寄与することを目的として設立された公益社団法人である宮崎県物産振興センター以外に適する団体は他にないため随意契約を締結することとしたものである。</p>	<p>商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課</p>
7	海外向け宮崎牛PR事業（香港）	香港における宮崎牛の消費拡大や認知度向上に係るイベント開催や情報発信業務の委託	5,800,000	第167条の2第1項第2号	<p>本事業については、今回、委託先が有する海外での効率的な事業実施や宮崎牛関連企業との円滑な連絡調整能力に基づき、香港における宮崎牛の認知度向上及び販路拡大を図るものである。当該業務を履行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>ア 宮崎牛や宮崎牛の取り扱い企業、産地等の輸出の実情に明るいこと</p> <p>イ 広く宮崎牛関連企業と友好的な関係を構築していること</p> <p>ウ 海外への宮崎牛の輸出に関するノウハウを有していること</p> <p>エ 事業対象地域の状況を把握していること</p> <p>オ 国際・経済交流課及び農業流通ブランド課と連携がとれる体制にあること</p> <p>また、上記条件を満たす企業・団体であっても、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業への偏った支援が推測され、公平・公益性に欠けてしまう恐れがある。</p> <p>したがって、本委託事業を、公益性を損なうことなく、中立且つ公平に実施できるのは、宮崎牛を始めとする県産品の国内外への宣伝及び紹介、販路開拓及び需要拡大を図るとともに、貿易の振興と県内産業の国際化に関する事業を行い、もって宮崎県の経済発展に寄与することを目的として設立された公益社団法人である宮崎県物産振興センター以外に適する団体は他にないため随意契約を締結することとしたものである。</p>	<p>農政水産部 畜産局 畜産振興課</p>